

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第22号

答申番号：令和3年度答申第20号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

令和3年4月30日まで請求人の主治医（以下「主治医」という。）から請求人に対しリハビリを目的とする通院の頻度の指示変更はなかったのであるから、同月分の請求人が通院する病院への通院移送費9,600円（以下「本件移送費」という。）の全額を支給しなかった原処分は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付するものであるところ、原処分は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知）第3の9(3)イに基づき本件移送費の給付決定の審査を適正に行ったものであるから、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件移送費について、請求人の腰椎の疾病及び脳の疾病（以下これらを「本件各疾病」という。）による通院1日分及びリハビリに必要な通院5日分を併せた合計6日分を支給額とした原処分は、保護の処理基準に基づき、療養に必要な最小限度の日数の通院移送費を支給するものであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年10月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月6日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護の医療扶助（法第11条第1項第4号）は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるものであり、移送（法第15条第6号）は医療扶助の対象とされている。

また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送費は、療養に必要な最小限度の日数に限って支給するとされている。

そこで本件についてみると、主治医は、処分庁に対し、請求人の通院の頻度については、本件各疾病では3月に1回、リハビリでは週に1日が適当である旨を回答している。よって、当該回答に基づき、請求人の療養に必要な最小限度の日数を算定した原処分には違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、主治医からリハビリによる通院の頻度を変更する指示はなかった旨を主張するが、主治医は処分庁の調査に対し当該主張を否定していることから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子